

新旧対照表

【関税定率法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 101 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
第 19 節 違約品等の再輸出又は廃棄の場合の戻し税 （違約品等の輸出についての関税払戻し申請書の添付書類） 20—5 令第 56 条第 1 項に規定する違約品等についての関税の払戻し申請書に添付すべき書類及びその取扱いは、次による。 なお、下記(2)から(4)までにあつては、端的に違約品等であることを証する書類を必要最少限にするよう留意する。 (1) 違約品等の輸出についての関税の払戻し申請書に添付すべき書類は、違約品等であることを証する書類、輸入許可書又はこれに代わる税関の証明書（郵便により輸入されたもの（関税法第 76 条第 1 項の規定に基づく簡易手続が適用されたものに限る。）にあつては国際郵便物課税通知書とし、特例申告貨物にあつては、特例申告書の提出があったことを証する書類又は決定通知書若しくはこれに代わる税関の証明書とする。以下この節において同じ。）及び違約品等保税地域搬入届受領書とする。 <u>ただし、違約品等保税地域搬入届受領書については、輸出申告を行った後に前記 20-2 の規定に基づく届出が行われた場合は、当該受領書の交付後に提出させるものとし、後記 20-6 の規定に基づく保税地域等に搬入されたことの確認は、その提出があった際に行うこととする。</u> (2)～(4) （省略） （違約品を簡易手続が適用されない郵便で輸出する場合の暫定的取扱い） 20—14 関税法第 76 条第 1 項の規定に基づく簡易手続が適用されない郵便物について法第 20 条第 1 項の違約品等を輸出する場合の手続は、前記 20—4 によるものとするほか、当分の間、前記 20—13 に準じた手続によっても差し支えない。 この場合、当該違約品等の税関への提出は、保税地域への搬入とはみなさないことに留意し、「違約品等の輸出に係る関税払戻し（減額・控除）申請書」は、当該郵便物の輸出が許可された後に、事前検査を行った税関官署に提出させるものとする。	第 19 節 違約品等の再輸出又は廃棄の場合の戻し税 （違約品等の輸出についての関税払戻し申請書の添付書類） 20—5 令第 56 条第 1 項に規定する違約品等についての関税の払戻し申請書に添付すべき書類及びその取扱いは、次による。 なお、下記(2)から(4)までにあつては、端的に違約品等であることを証する書類を必要最少限にするよう留意する。 (1) 違約品等の輸出についての関税の払戻し申請書に添付すべき書類は、違約品等であることを証する書類、輸入許可書又はこれに代わる税関の証明書（郵便により輸入されたもの（関税法第 76 条第 1 項の規定に基づく簡易手続が適用されたものに限る。）にあつては国際郵便物課税通知書とし、特例申告貨物にあつては、特例申告書の提出があったことを証する書類又は決定通知書若しくはこれに代わる税関の証明書とする。以下この節において同じ。）及び違約品等保税地域搬入届受領書とする。 (2)～(4) （同左） （違約品を簡易手続が適用されない郵便で輸出する場合の暫定的取扱い） 20—14 関税法第 76 条第 1 項の規定に基づく簡易手続が適用されない郵便物について法第 20 条第 1 項の違約品等を輸出する場合の手続は、前記 20—4 によるものとするほか、当分の間、前記 20—13の(1)及び(2)に準じた手続によっても差し支えない。 この場合、当該違約品等の税関への提出は、<u>関税法第 67 条の 2 との関係において保税地域への搬入とはみなさないことに留意し</u>、「違約品等の輸出に係る関税払戻し（減額・控除）申請書」は、当該郵便物の輸出が許可された後に、事前検査を行った税関官署に提出させるものとする。